

## 輸血拒否に関する診療指針の基本方針

1. 輸血療法を行わないように努力をいたしますが、輸血療法を行う事によって死亡等の重大な結果が回避できる可能性があるとは判断した場合は輸血療法を行います。その際、輸血同意書が得られていない場合でも輸血を実施いたします。「相対的無輸血※1」
2. 輸血を拒否される患者さんが提示される「免責証書」は「絶対的無輸血※2」に同意するものであるため、これに同意及び署名はいたしません。
3. 輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合があっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術を実施します。その場合も輸血が必要と判断した場合は輸血を行います。
4. 自己決定が可能な患者さん、保護者の方、代理人の方に対しては、当院の方針を十分に説明し、ご理解を得る様に努力いたしますが、同意が得られず時間的余裕がある場合は転院をお勧めいたします。
5. 以上の方針は、患者さん本人の意識の有無、成年・未成年に関わらず適用いたします。

※1 相対的無輸血：患者さんの意思を尊重して可能な限り輸血療法を行わないように努力するが、「輸血療法以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方です。

※2 絶対的無輸血：患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方です。